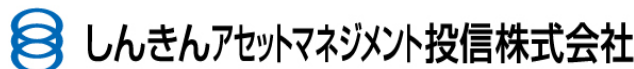


しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式



分配金変更のお知らせ

平素は「しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型）」（以下「当ファンド」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、この度、2020年11月10日に当ファンドの第178期決算を行い、当ファンドの「ファンドの目的」および「収益分配方針」を勘案しました結果、当期分配金を**25円（1万口当たり、税引前）**といたしましたことをご報告申し上げます。

今後も、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用してまいりますので、引き続き当ファンドをご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第178期決算（2020年11月10日）の分配金と基準価額

当期分配金 (1万口当たり、税引き前)	基準価額 (1万口当たり、分配金控除後)	【ご参考】設定来累積分配金 (1万口あたり、税引き前)
25円	3,936円	8,485円

【ご参考1】当ファンドの分配金推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第1期～第6期	第7期～第12期	第13期～第18期	第19期～第177期	第178期
決算日	2006/2/10 ～ 2006/7/10	2006/8/10 ～ 2007/1/10	2007/2/13 ～ 2007/7/10	2007/8/10 ～ 2020/10/12	2020/11/10
分配金額	各20円	各25円	各40円	各50円	25円

ファンドの目的

世界の先進国・地域（日本を除く）の株式に投資することにより、安定した配当収益の獲得と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

収益分配

毎月の決算時（10日（休業日の場合は翌営業日））に以下の「収益分配方針」に従って分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益も含まれます。）等とします。
- 分配金は、配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。

※ 将来の分配金額についてあらかじめ一定額をお約束するものではありません。

しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式

分配金の変更に関するQ&A

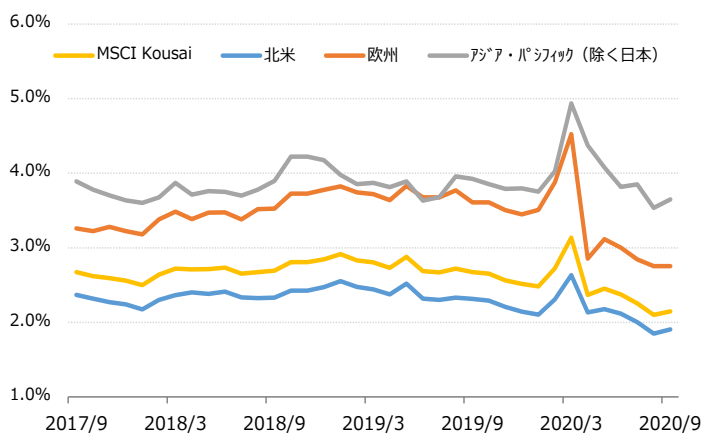
Q1. 分配金を引き下げた理由を教えてください。

当ファンドは、日本を除く世界の先進国の好配当利回り株式を主要な投資対象とし、配当等収益などを原資とし、安定した収益分配を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、2020年に入り、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により企業業績の悪化による予想配当利回り水準の低下や（【ご参考2】）、世界経済の先行き懸念が継続するなか、当ファンドの投資対象である好配当利回り株などのバリュー株が市場平均を下回る状況が継続するなど（【ご参考3】）、当ファンドを取り巻く環境が変化しました。

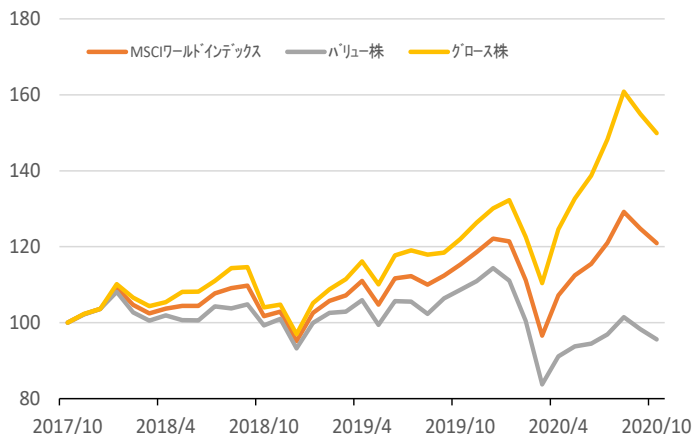
当ファンドでは、株式相場上昇時にファンドに留保していた分配原資を一部取り崩すことで安定した収益分配を継続してまいりましたが、今般、上記のような環境変化を受け、これまでと同水準での分配原資の取り崩しを継続することは、ファンドの健全性を損なうものとの判断に至り、分配金水準を見直すこととしました。

【ご参考2】 主要地域別の予想配当利回り推移
(過去3年、月次)



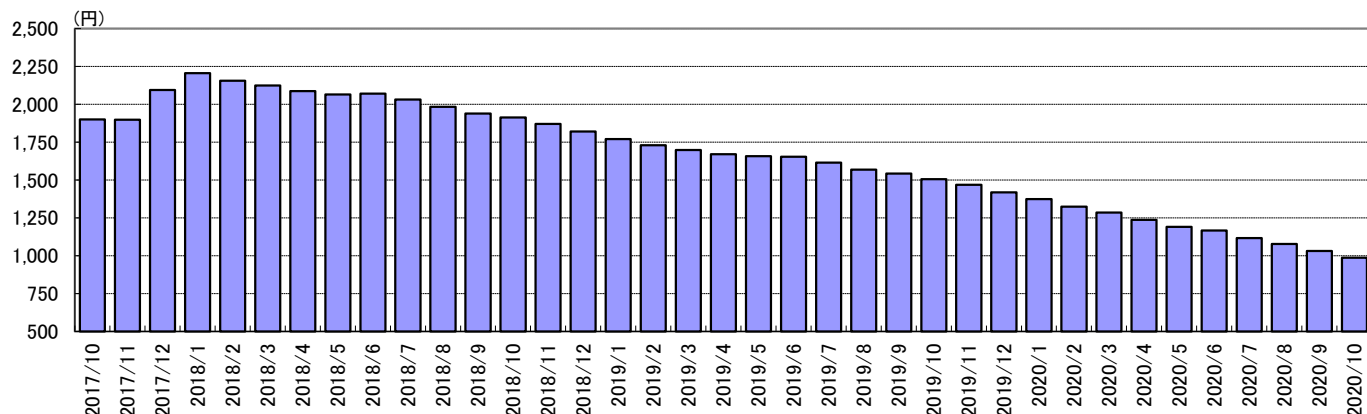
(出所) Schroder Investment Management Ltd.よりデータ取得し、しんきん投信作成

【ご参考3】 世界株式市場の成長株と割安株の推移
(過去3年、2017年10月末を100として表示、月次)



(出所) Bloombergよりデータ取得し、しんきん投信作成

【ご参考4】 当ファンドの分配対象額（分配金支払い前）の推移
(過去3年、月次)



しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式

分配金の変更に関するQ&A

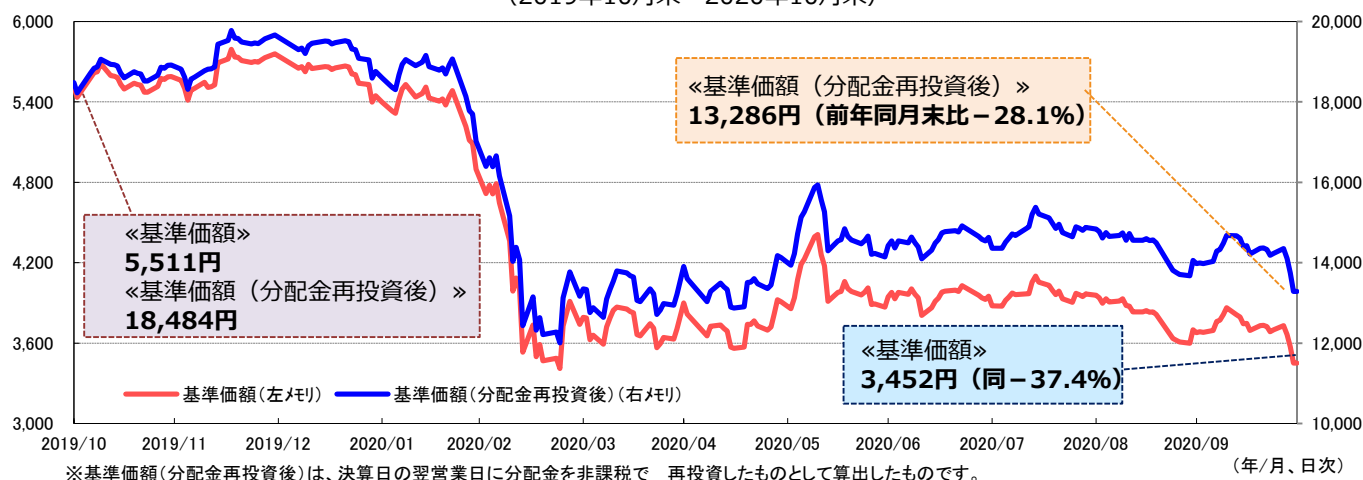
Q2. 最近の運用状況はどのようになっていましたか。

2020年10月末における直近1年間の騰落率については、「基準価額（分配金再投資後）」がマイナス28.1%、分配金再投資を考慮しない「基準価額」はマイナス37.4%となりました（【ご参考5】）。

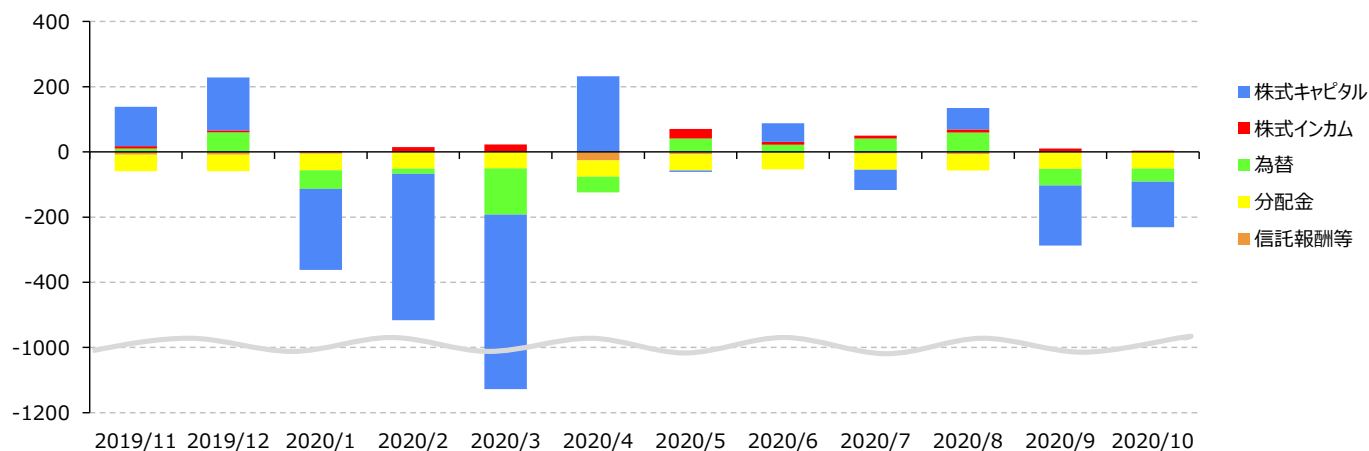
世界的な新型コロナウイルス感染拡大により世界経済が大幅に悪化するとの見方から、2020年2月から3月にかけて世界の株式市場は急落しました。その後、世界各国・地域の中央銀行の金融緩和政策や各国政府の財政政策に下支えされ、経済活動が制限される中でも業績への耐性が強く、利益成長が期待できるグロース株を中心に資金が流入し、世界の株式市場は急速に値を戻しました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染収束が見られず、世界経済の先行き懸念が残る中、業績が景気動向に左右されやすい景気敏感株を多く含む、当ファンドの投資対象である好配当利回り株などのバリュー株が出遅れる結果となりました。

また、当ファンドでは安定的な配当や将来の増配が見込める銘柄の組入れを行っていましたが、保有ウェイトの高い金融セクターにおいては、欧州の各中央銀行が域内の銀行に対して配当や自社株買いの停止を要請したこと等により、株価にマイナスの影響が及びました。

【ご参考5】 基準価額・基準価額（分配金再投資後）の日次推移
(2019年10月末～2020年10月末)



【ご参考6】 基準価額の変動要因
(2019年11月末～2020年10月末)



Q3. 当ファンドを取り巻く環境の見通しと運用方針について教えてください。

<経済環境の見通しについて>

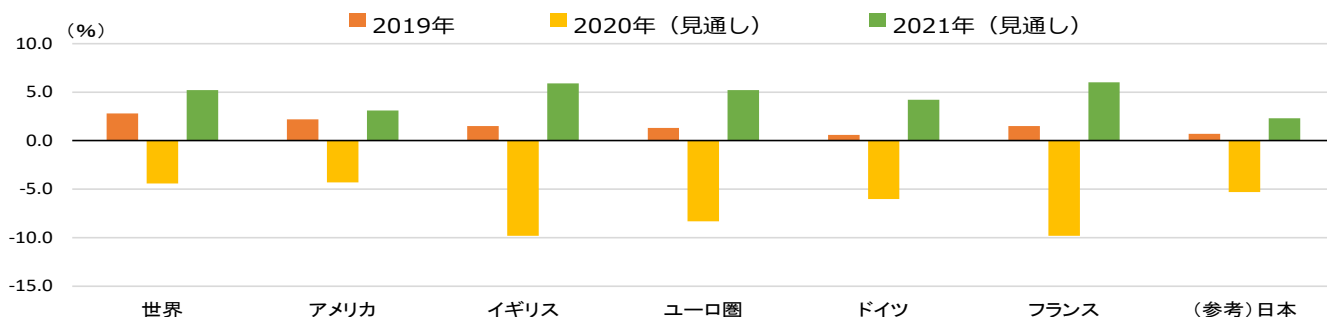
世界の株式市場は底堅く推移する見通しです。ワクチンが開発されるまでは新型コロナウイルスの感染動向により不安定な動きが続く可能性はありますが、世界各国・地域の中央銀行の強力な金融緩和政策が継続する中、米国などでの大規模な追加経済対策が見込まれ、景気の改善期待が株式市場の下支えとなりそうです。

また、当ファンドの投資対象である好配当利回り株を含むバリュー株については、過去数年にわたりグロース株に対してパフォーマンスが厳しい局面にあり、新型コロナウイルス感染拡大後には、それが一段と顕著になっています。しかし、2000年のITバブル崩壊前後を振り返ると、2000年以前はバリュー株がグロース株を下回っていましたが、2000年以降ではバリュー株が上回るなど、物色の流れは循環する傾向があります（【ご参考8】）。足元で続いている、企業のファンダメンタルズを無視した状況は持続可能ではないと考えており、世界経済が回復し、新型コロナウイルスの動向が改善に向かい、全体として企業業績の改善傾向が顕著になるなどした場合には、バリュー株が選好されると考えています。

<当ファンドの運用方針>

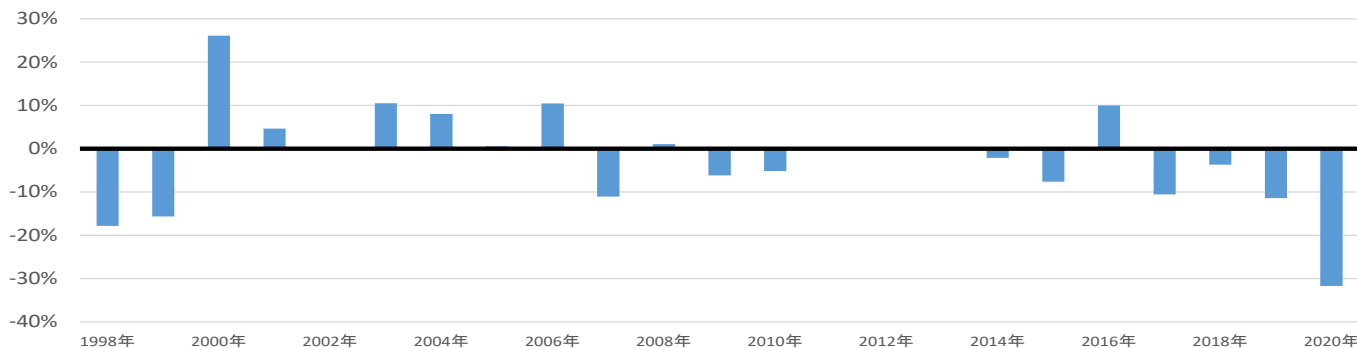
引き続き、当ファンドの方針に基づき好配当利回り株に着目するとともに、強固なバランスシートとキャッシュフローを有する銘柄を選別して投資を行い、長期的なパフォーマンス向上を目指していきます。

【ご参考7】各国・地域の経済成長率
(実質国内総生産 (GDP) の伸び率)



(注) 見通しは国際通貨基金 (IMF) 2020年10月発表
(出所) IMFよりデータ取得し、しんきん投信作成

【ご参考8】MSCIワールド・インデックス（「バリュー株」－「グロース株」）の年次リターン



(注) 2020年は10月末まで
(出所) Bloombergよりデータ取得し、しんきん投信作成

Q4. 今回分配金を引き下げた分はどうなるのですか。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

今回分配金を引き下げた分は、それに相当する額がファンドの純資産に留保され、分配金支払い後の基準価額に反映されます。したがって、分配金支払い後の基準価額は、前回の分配水準と同じ額を分配した場合に比べて下落幅が小さくなります。

なお、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありませんので、基準価額の騰落額と分配金を合わせたトータル・リターン（総収益率）でご確認する必要があります。

【投資信託で分配金が支払われるイメージ】



分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日に比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

Q5. 今後も分配金の変更は続くのですか。

当ファンドは、前掲1ページの説明にありますとおり、毎月の決算日に、「収益分配方針」に従い分配を行うこととしております。今後も、この「収益分配方針」に従って、基準価額の水準、分配対象額の状況や市況動向等を総合的に勘案し、適時適切に収益分配額を決定いたします。

したがって、将来の分配金の支払いやその金額について保証するものではなく、今後の市場環境や運用状況によっては分配金の水準を維持できない可能性はありますが、市況やファンドの運用方針などに大きな変更がない場合には、当面現在の分配水準を維持できるものと考えております。

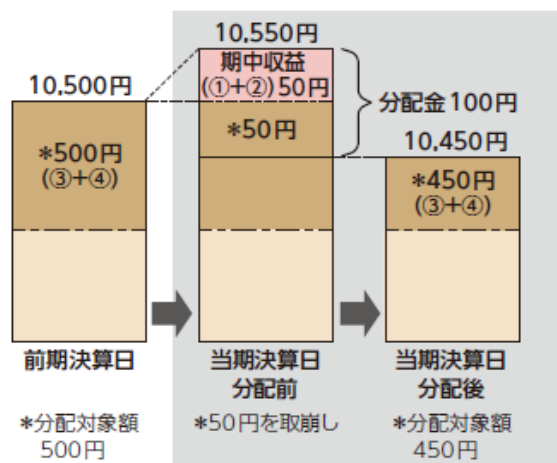
しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式

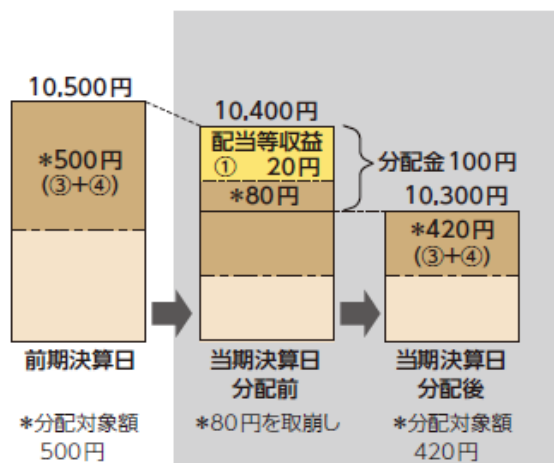
収益分配金に関する留意事項

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

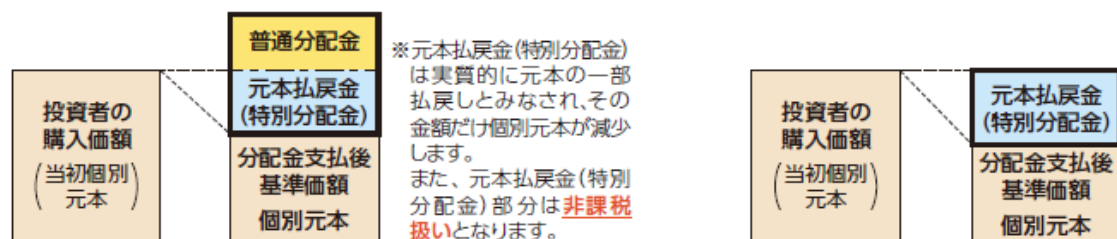
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式

委託会社その他関係法人の概要

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第338号
 加入協会/一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社 受益権の募集の取扱い、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払い等を行います。

- ・信金中央金庫（指定登録金融機関）登録金融機関 関東財務局長（登金）第258号 加入協会/日本証券業協会
- ・信用金庫（取次登録金融機関）

取次登録金融機関は信金中央金庫との契約に基づき、受益権の募集の取扱いの取次ぎ、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払いの取次ぎ等を行います。

当ファンドに関してのお問い合わせ
 しんきんアセットマネジメント投信株式会社
 <コールセンター>（営業日の9：00～17：00）
フリーダイヤル 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181
 <ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

ご投資にあたっての留意点

「しんきん世界好配当利回り株ファンド（毎月決算型）」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

<基準価額の変動要因>

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリー
リスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市場動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

巻末の「本資料に関してご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨークもしくはロンドンの金融商品取引所または銀行の休業日
申込締切時間	毎営業日の午後3時 (この時刻までに販売会社所定の事務手続きが完了していることが必要です。)
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（当初設定日：2005年11月15日）
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が20億口を下回るようになった場合、またはこの信託を償還することが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託を償還することがあります。
決算日	毎月10日（休業日の場合、翌営業日）です。
収益分配	毎月の決算日に、収益分配方針に従って収益分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。収益分配金をお受け取りになる場合は、事前に販売会社所定の手続が完了していることが必要です。
信託金の限度額	3,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎年5月、11月の計算期間末日および償還日を基準に作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法の改正によって変更される場合があります。

しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に応じて、購入価額に 2.75% (税抜2.5%) を上限 に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対して、年率1.54% (税抜1.40%)</p> <p>1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</p> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="297 1025 445 1073">支払先</th> <th colspan="2" data-bbox="445 1025 1395 1073">配分 (税抜) および役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="297 1073 445 1166">委託会社</td> <td data-bbox="445 1073 711 1166">純資産総額に対して、年率0.80%</td> <td data-bbox="711 1073 1395 1166">ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 1166 445 1259">販売会社</td> <td data-bbox="445 1166 711 1259">純資産総額に対して、年率0.50%</td> <td data-bbox="711 1166 1395 1259">交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 1259 445 1367">受託会社</td> <td data-bbox="445 1259 711 1367">純資産総額に対して、年率0.10%</td> <td data-bbox="711 1259 1395 1367">運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	配分 (税抜) および役務の内容		委託会社	純資産総額に対して、年率0.80%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価	販売会社	純資産総額に対して、年率0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価	受託会社	純資産総額に対して、年率0.10%
支払先	配分 (税抜) および役務の内容											
委託会社	純資産総額に対して、年率0.80%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価										
販売会社	純資産総額に対して、年率0.50%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価										
受託会社	純資産総額に対して、年率0.10%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										
その他費用・手数料	<p>監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p> <p>※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。</p>											

※委託会社の運用管理費用（信託報酬）には、シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッドへ支払う投資顧問報酬（しんきん世界好配当利回り株マザーファンドの純資産総額に対して、年率0.50%（税抜）以内）が含まれています。

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	・配当所得として課税* ・普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	・譲渡所得として課税* ・換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

*所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、2020年10月末現在の情報をもとに記載しています。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配金の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

～本書で使用している参考指標について～

●「MSCI-KOKUSAI」について

MSCI - KOKUSAI インデックスはMSCIインデックスの一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクが算出する世界的な株価指数の名称で、世界中の投資のプロが指標として活用しています。MSCIインデックスは市場の動向を表す指数として、また投資評価のベンチマークとして幅広く利用されています。

MSCIインデックスには、先進国・新興国、国・地域別、業種別などの様々な指数がありますが、MSCI-KOKUSAI インデックスは、日本を除く先進国の株式市場の動きを捉える株価指数です。

信用金庫 (取次登録金融機関一覧)

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
1	北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第19号	
2	空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第21号	
3	留萌信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第36号	
4	帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号	
5	大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第26号	
6	青い森信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第47号	
7	山形信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第55号	
8	米沢信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第56号	
9	盛岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第54号	
10	宮古信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第53号	
11	社の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号	
12	宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第52号	
13	石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号	
14	仙南信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第40号	
15	会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号	
16	郡山信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第31号	
17	白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第36号	
18	須賀川信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第38号	
19	ひまわり信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第49号	
20	あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号	
21	福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第50号	
22	高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号	
23	桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号	
24	アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第230号	
25	しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第232号	
26	足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号	
27	栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第224号	
28	鹿沼相互信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第221号	
29	水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第227号	
30	結城信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第228号	
31	埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	日本証券業協会
32	川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第201号	
33	青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第199号	
34	飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第203号	
35	千葉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第208号	
36	横浜信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第198号	日本証券業協会
37	かながわ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第197号	日本証券業協会
38	川崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第190号	日本証券業協会
39	平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号	
40	さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号	

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
41	朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	日本証券業協会
42	東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	日本証券業協会
43	亀有信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第149号	
44	足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第144号	
45	西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	日本証券業協会
46	城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第147号	日本証券業協会
47	瀧野川信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第168号	
48	青梅信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第148号	日本証券業協会
49	多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	日本証券業協会
50	新潟信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第249号	
51	三条信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第244号	
52	柏崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第242号	
53	上越信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第247号	
54	新井信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第241号	
55	長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第256号	日本証券業協会
56	飯田信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第252号	
57	富山信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第27号	
58	金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
59	のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第30号	
60	興能信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第19号	
61	福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号	
62	越前信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第12号	
63	しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号	
64	静岡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第43号	日本証券業協会
65	浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号	
66	沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第59号	
67	三島信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第68号	
68	富士宮信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第65号	
69	富士信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第64号	
70	遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号	
71	高山信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第47号	
72	東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第53号	日本証券業協会
73	関信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第45号	
74	瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	日本証券業協会
75	半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第62号	
76	豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第54号	
77	豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第55号	日本証券業協会
78	西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第58号	
79	桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第37号	
80	長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第69号	

※上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在のものです。
 ※上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

※一部掲載していない信用金庫がある場合があります。
 ※上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)

追加型投信/海外/株式

信用金庫 (取次登録金融機関一覧)

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
81	京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	日本証券業協会
82	京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	日本証券業協会
83	京都市都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号	
84	大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号	
85	大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	日本証券業協会
86	北おおさか信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第58号	
87	奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	日本証券業協会
88	大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	日本証券業協会
89	奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号	
90	きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第51号	
91	神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号	
92	姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第80号	日本証券業協会
93	兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	日本証券業協会
94	尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	日本証券業協会
95	但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第67号	
96	中兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第70号	
97	鳥取信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第35号	
98	日本海信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第37号	
99	水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第48号	
100	津山信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第32号	

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
101	玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号	
102	吉備信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第22号	
103	広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	日本証券業協会
104	呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号	
105	西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第29号	
106	高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第20号	
107	観音寺信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第17号	
108	愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号	
109	大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第20号	
110	飯塚信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第16号	
111	大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第19号	
112	遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号	
113	佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第25号	
114	伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号	
115	熊本中央信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第15号	
116	高鍋信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第28号	
117	鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第26号	

※上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在のものです。
 ※上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

※一部掲載していない信用金庫がある場合があります。
 ※上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

※本資料は、ご投資家の皆様に「しんきん世界好配当利回り株ファンド(毎月決算型)」へのご理解を深めていただくことを目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。

※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。

※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

※当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

※しんきんアセットマネジメント投信株式会社をしんきん投信と略して表記する場合があります。